

<サービス利用料金>

ア. 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)です。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じてことなります。割合についてはご契約者の負担割合に応じた額となります。)(円)

要介護度 所定単位	要支援1 3,438 単位	要支援2 6,948 単位	要介護1 10,423 単位	要介護2 15,318 単位	要介護3 22,283 単位	要介護4 24,593 単位	要介護5 27,117 単位
サービス利用に係る自己負担額(1割)	3,438	6,948	10,423	15,318	22,283	24,593	27,117
サービス利用に係る自己負担額(2割)	6,876	13,896	20,846	30,636	44,566	49,186	54,234
サービス利用に係る自己負担額(3割)	10,314	20,844	31,269	45,954	66,849	73,779	81,351

* 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合でも、日割りでの割引または増額はいたしません。

* 月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。
登録日・・・ 利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者当事業所の利用契約を終了した日

* ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

* ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。(下記(2)ア及びイ参照)

* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更することができます。割合についてはご契約者の負担割合に応じた額となります【日額となります】(円)

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
短期利用居宅介護費(1割)	423	529	570	638	707	774	840
短期利用居宅介護費(2割)	846	1,058	1,140	1,276	1,414	1,548	1,680
短期利用居宅介護費(3割)	1,269	1,587	1,710	1,914	2,121	2,322	2,520

* 短期利用居宅介護費とは、指定居宅介護(介護予防)支援事業所の介護支援専門員が、緊急で必要と認めた場合に利用できます。利用開始にあたっては、あらかじめ7日以内(やむを得ない事情がある場合は14日以内)となります【日額となります】

加算

初期加算	30/日	事業所に登録した日から起算して30日以内の期間の加算
認知症加算	加算Ⅰ 800/月	日常生活に支障をきたすおそれのある症状行動が認められ介護を必要とする
	加算Ⅱ 500/月	認知症の方が対象。 加算Ⅰ(ランクⅢ、Ⅳ、M) 加算Ⅱ(ランクⅡ)
看護職員配置加算	加算Ⅰ 900/月	常勤専従の看護師を1名以上配置の場合
	加算Ⅱ 700/月	常勤専従の准看護師を1名以上配置の場合
	加算Ⅲ 480/月	看護職員を常勤換算で1名以上配置の場合
サービス提供体制強化加算	加算Ⅰ 750/人・月	介護福祉士が50%以上配置されている場合
	加算Ⅱ 640/人・月	介護福祉士が40%以上配置されている場合
	加算Ⅲ 350/人・月	常勤職員が60%以上配置されている場合
訪問体制強化加算	1000/月	訪問を担当する常勤の従業者を2名以上配置し1カ月の延べ訪問回数が200回以上の場合
総合マネジメント体制強化加算	1000/月	介護計画を関係者が共同し随時見直しを行い、地域住民等との交流、行事等へ積極的に参加している場合
生活機能向上 連携加算	加算Ⅰ 100/3か月に1度	リハビリ実施施設の有資格から助言を受け居宅介護計画を作成、変更した場合
	加算Ⅰ 200/月	リハビリ実施施設の有資格が利用者宅を訪問し居宅介護計画を作成、変更した場合
若年性認知症 利用者受入加算	加算Ⅰ 800/月(介護)	若年性認知症利用者を個別の担当者を定めて受け入れた場合
	加算Ⅰ 450/月(予防)	若年性認知症利用者を個別の担当者を定めて受け入れた場合
介護職員の 処遇改善加算	加算Ⅰ 10.6%	キャリアパス要件(①及び②及び③)及び職場環境等要件を満たす対象事業者
	加算Ⅱ 7.6%	キャリアパス要件(①及び②)及び職場環境等要件を満たす対象事業者
	加算Ⅲ 4.2%	キャリアパス要件(①又は②)及び職場環境等要件を満たす対象事業者
特定処遇改善加算	加算Ⅰ 1.5%	定められた処遇改善加算を取得しており、さらに介護職員の処遇の改善を行うための要件を満たす事業所

※処遇改善加算(特定処遇改善加算)は介護職員の処遇を改善させるための加算です
事業所の状況によって変わることがあります

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

ア.食事の提供(食事代)

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金:朝食:300円 昼食:500円 夕食:500円

イ.宿泊に要する費用 1泊につき3,000円(水道光熱費代500円含む)

通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費(片道:500円)

ウ.おむつ代 現物にて弁済

エ.レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金:材料代等の実費をいただきます。

オ.複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場

合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10 円